

京都市職員共済組合公告第15号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和5年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

第46条第1項の表中「1,000分の46.23」を「1,000分の50.44」に、「1,000分の9.00」を「1,000分の8.80」に、「1,000分の2.35」を「1,000分の2.80」に改める。

第47条中「1,000分の95.54」を「1,000分の103.96」に、「1,000分の18.00」を「1,000分の17.60」に改める。

第49条中「令和4年度」を「令和5年度」に、「1,094円」を「1,049円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)